

六朝の地方官吏について

佐藤 佑治

序章 問題の所在

六朝社会をどのように考えるかは、単にこの社会をどう考えるかのみに限らず、時間的（前後の秦漢社会、隋唐社会との関連で）、空間的（世界史、少くとも当時の東アジア史の中の一環として）にその思考をひろげてみる必要がある。

五十年代の秦漢帝国の国家権力に対する西嶋定生氏の見解についての論争、つい最近の六朝社会に対する谷川道雄・川勝義雄両氏の見解についての論争は、敘上の観点をぬきにしては考えられない。とはいうもののこれらの論争が現在、充分なる果実を結んでいるかという点必ずしもそうとはいえない。とりわけ後者の論争については日もまだ浅いということも手伝ってか論議のすれちがいを感ずるのは私一人だけであろうか。最も問題になる共同体という概念からして論者がそれにこめる意味はそれぞれにちがう様相を呈しているところがあり、その結果せつかくの論争がすれちがいが、甚しくは罵倒まがいの状態になっていることすらみうけられる。

本論文はこれらの論争に立ち入ることが目的ではないので詳しい紹介は別の機会にゆずるとし、今ここでは私の問題関心に関わる限りでふれてゆきたい。

谷川・川勝両氏の共同体論が提出されたのも、西嶋氏が家父長的家内奴隸説（旧説）を提出された時の意図と同じくそれが批判にたえうる理論としての堅牢さをもちえたかどうかはひとまずおくとして、新中国成立以前までの停滞論の克服をその課題としていることは疑いえない。この両者の克服の仕方は余程の相異がみられるともいえるし、又、そうでないともいえる。西嶋旧説は、中

国世界にも史的唯物論の公式，世界史の發展法則が貫徹するのであるという基本に立ちながらも、「公式主義」におちいることをさけ、秦漢帝国を、生産力の不均等發展と共同体的性格の残存により（古典古代的）労働奴隸制に展開できない家父長的家内奴隸制に対応する権力構造と規定したのであった。この旧説は家父長的家内奴隸制については日本史における渡部義通氏等の研究に負うところがあり、又、古代終末を唐末五代におく点等については前田直典氏の研究に負っている。つまりこの旧説は、単に中国史をも貫徹する合法則性を理論づけたというだけではなく、戦前の日本古代史の分野における研究の成果を、広く東アジアという舞台に応用しているという点でも注目すべき点をもっていた。

しかしこの旧説は衆知のように氏自身により撤回され新説が提起される。新説では皇帝対個別小農民の支配関係を内面から補強するものとして爵制秩序（共同体的秩序）という考えがうちだされた。この新説の場合、共同体的秩序が重要な彼割を果しているとされるのだが、その秩序が国家権力の支配を補強する中で自立性を喪失したとされ、結局ここでは共同体的秩序は抹殺されてしまったのである。

これに対して谷川・川勝両氏の共同体論は共同体をこそ歴史發展の主体的要因ととらえ次のように述べる。「我々の考える共同体とは、以上に述べたように、階級関係を生みだし、それを支え、またそれを否定し、超克することができるものの、歴史の主体的要因たるものである。階級は共同体のなかから、その内部矛盾によって生みだされるがゆえに、共同体の方が階級よりも歴史のかつ論理的に、より本源的である。共同体の自己發展の結果、そこに本来の共同体原理と異なった階級的の原理が生まれる。一定の歴史的共同体（国家もこれに含まれる）は、この矛盾した二つの原理を必然的に内包することによって成立する矛盾的統一体である。矛盾を必然的に含むがゆえに、自己發展するのであり、それにおいて歴史の主体的要因となりうるのである」（『中国中世史研究』の「総論」）つまり、西嶋氏によって結果的には否定的評価をうけてしまっている共同体を積極的に肯定し、上記の方法こそが「従来のヨーロッパ主義的近代

主義的歴史認識を単に排除してしまうのではなく、ある意味ではこれを包摂し、そしてこれを超えてゆく」（谷川「中国社会の構造的特質と知識人の問題」、『思想』582号）としている。

以上の観点にたつて、殷周社会を「氏族共同体」とし、その崩壊から析出された自立小農民が「人生経験豊かな父老層によって指導統制される」、「階層構造はまだかなりフラット」（同上）な秦漢社会を村落共同体（かつて停滞論の基礎となったそのもの）の第一段階である「里共同体」とし、この共同体がやがて内部に階級分化を生みだしながらも、自立小農民・清流・逸民などのこれに対する反対の声にのって、豪族による経営単位に分解しつくさず、郡望ある豪族が小農民を指導統制してゆく六朝社会を村落共同体の第二段階である「豪族共同体」を規定し、「里共同体」を中国古代の（即、古代奴隸制ではない）、「豪族共同体」を中国中世の（同じく、即、中世封建制ではない）「基礎構造」ととらえた。

両氏の共同体論は、従来の六朝研究が「貴族制」という言葉が示しているように、中央貴族の政治・文化等に重点をおいているのに対して、在地で郡望をもつ豪族のとりしきる共同体に焦点をあてていることにもうかがわれる通り、より下部の構造（貴族制を支える基盤）に重点をおいている。

又、もう一つの新しい点としては、脱近代化の潮流にのり、史的唯物論をふくめてヨーロッパ中心主義的思考法に挑戦しようとしている点である。

両者の停滞論克服の仕方は、共同体に関する限り、余程の相異がみとめられるのであるが、時代区分を前面におしだしてくる点では一致している。

時代区分を不必要というのではないが、私自身としては、時代区分の画定に入る前に更に基層社会を中心にした分析が必要なこと、例えば「豪族共同体」（これが中国史のなかでいつまでつづくのかはまだはっきり示されていないが）と一律によばれる六朝社会も、その性格は魏晋と南朝ではかなりのちがいがあ

り、この点を地方官吏を通して究明してみたい。

第一章 時代性格 戸口数と本貫回避制

六朝の国家権力の強弱を知る有力な手がかりとして二項について調べてみたい。

まず以下に歴代の戸口数を掲げてみる。

王朝名	年 号	西 曆	戸 数	口 数	出 典
前漢	元始 2	2	12233062戸	59594978人	漢書地理志
後漢	中元 2	57	4279634	21007820	後漢書郡国志注引帝王世紀
〃	永和中	140頃	1078万	53869588	〃 〃 〃 漢官儀
魏	景元 4	263	663423	4432861	通典歴代盛衰戸口
蜀	炎興元	〃	28万	94万	三国蜀志後主伝注引王隱蜀記
呉	天紀 4	280	52.3万	230万	三国呉志孫皓伝注引晋陽秋
西晋	太康元	280	2459840	16163863	晋書地理志上
東晋			不	明	
宋	大明 8	464	906870	4685501	通典歴代盛衰戸口
齊			不	明	
梁			不	明	
陳	禎明 3	589	50万	200万	通典歴代盛衰戸口
隋	大業 2	606	890万	46019050	〃 〃

この表をみて判る通り、六朝はその支配区域の広狭を勘案してみれば、3～6世紀の間殆んどその支配下（とりわけ江南）の戸口を増加させていないのである⁽¹⁾。国家はこうした状態を放置していた訳ではなく、国家の支配下に出来るだけ多くの小農民を獲得する為に、屯田等の勸農政策や、北方からの移住民等に対しては現住地をそのまま戸籍地にして税役の対象にくみこむ土断政策等の実施をしばしば試みている。それにもかかわらずこの時期の戸口数は大勢として増減をみせていないのであり、当時の国家権力の弱さの程が知れる。それではその権力の中味は同じなのかというと必ずしもそうではない。

多い地方官吏の実態についてはきわめて簡単にしか書いていない。こうした民衆と直接接する地方官吏の機構については、敵耕望『中国地方行政制度史』上編(三)四1963が正史以外の史料も使用して我々の前に明らかにし、その空隙をうめた。今これによりつつ変化を明らかにしておこう。

敵氏は、この時代の特色を「第一、州刺史の地方官化。第二、都督制度の形成。第三、州府僚佐の府州併行制。第四、長官が部曲を多くもつこと。第五、地方豪族による地方政治の壟断」(引言)とまとめている。

この中では特に第三点について述べよう。というのは、これが制度的には一番、六朝前期と後期(東晋以降)を対称的にとらえられるからである。ここでいう「併行」とは、東晋南朝になってくると、州・郡・県の属吏に併行して將軍府の属吏が存在することである。そして州郡県長官は同時に將軍号をもつことが一般的になっている。

ところで先にも述べたようにこの時代の戸口数は余り変化がみられず、漢代に比べれば極端な少なさであるにもかかわらず、これら戸口を統治する基本単位である州郡県数は逆にふえつづけており、とりわけ後期ではこの傾向がつよい。その結果、例えば県の場合、漢代では支配戸数一万戸を基準にしてそれ以上の県の長官を令、以下を長とよんでいたのに対して晋の時代で己に『北堂書鈔78引、晋令』では「県千戸已上、州郡治五百戸以上、皆令となし、これに満たざるは長となす。」とその基準は千戸と漢代の十分の一におちこんでいるのである。

重要なのはこのように支配戸口数が少なくなっているのに、逆に地方官吏の数は多くなっていることである。例えば、己に西晋初期の「南郷太守郭休碑并陰」(『八瓊室金石補正』巻九)には、南郷郡が領県8で17130戸しかないので官吏は、職散吏320人、兵3000人、騎300匹、参戰2人、騎督1人、部曲督8人、部曲将34人をあげている。〔尚、彼は、明威將軍〕

こうした傾向は、南朝に入ると更に拍車がかかり、『宋書武帝紀下』永初2年(421年)、三月乙丑、初めて荊州(の吏員数)を限る。府は將を置くこと二千人を過ぎるをえず、吏は一万人を過ぎるをえず。州は將を置くこと五百人を過ぎ

るをえず、吏は五千人を過ぎるをえず。兵士はこの限りにあらず。」という位になってくる。

荊州は「上流の重に居り」(『宋書卷 51, 宗室臨川烈武王道規伝』)とか「荊揚二州, 戸口天下に半ばす」(『卷 66, 何尚之伝』)といわれるように、六朝いづれにとっても重要な地方であるがそれにしても莫大な数である。制限外の兵士の数は、敵氏によればおよそ将吏の十倍と計算して、禁令以前は少なくとも20万を下ることはなかろうとしている。

となればその費用も莫大な額にのぼる。『南齊書卷22, 予章文献王伝』に、彼が建元元年(479年), 都督荊湘雍益梁寧南北秦八州諸軍事, 南蛮校尉, 驃騎(大)將軍, 荊湘二州刺史となった時, 「晋宋の際, 刺史多く南蛮を領せず, 別に重き人をもってこれに居らしむ。ここに至りて二府, 二州あり。荊州の資費, 歳ごとに錢三千万, 布万匹, 米六万斛。又, 江湘二州の米十萬斛を以て鎮府に給す。湘州の資費, 歳ごとに七百万, 布三千匹, 米五万斛。南蛮の資費, 歳ごとに三百万, 布万匹, 綿千斤, 絹三百匹, 米千斛, 近代比ぶる莫し。」とある如くである。

本来, 將軍職は『後漢書卷34, 百官志1』の「將軍不常置」の項で明らかのように永続的機能をもつものではなく、従ってその府吏も又、臨時的なものにとどまり、かつその員数も最大で六千人余りと、六朝に比べればはるかに少ないものであった。

しかるに、これらの將軍号は、三国以降とりわけ東晋南朝では、常置かつ州郡県長官号と同一人に同時に与えられるのが常態となってきたことは先に述べた通りである。

又、「魏晋より以後、刺史多く將軍を帶し府を開く。則ち州と府は各々、僚属を置き、州官は民を理め、府官は戎を理む」(『通典卷32職官14』総論州佐の項)とある如く、本来ははっきりした職掌の区別があった。ところが東晋南朝に入ってくると、軍政担当の府吏に各曹參軍職が現われ、徐々にこれまで民政を担当していた州吏等にとってかわろうとする傾向がみえる。又、府吏の最高位である長史・司馬等は、往々配下の首郡県の長官をかねており、更に南朝で

は、幼年の皇子か名目的長官位につく場合、州郡吏系統の最高位である別駕・治中でなく彼等が「行事」と称し実務を代行するのである。

かくして南朝に入ると、魏・西晋までとはちがって、府系統による民政・軍政の一元化へと進みつつあるのが判るのである。⁽⁵⁾

第三章 属吏任命権の変化

州吏の場合：言うまでもなく、漢代においては、地方長官（太守・令長）と佐官（丞・尉）だけが中央任命であり、それ以外の属吏はすべて当地の人を長官が自辟できた。そしてこの原則は、三国・西晋時代にも守られていた。しかし、州刺史の地方官化と共に、別駕・治中從事史の職掌も極めて広くなり、「万里の綱紀」（晋書卷43・郭舒伝）とか「群僚の右」（晋書卷60、李含伝）といわれるようになった。又、『宋書卷40、百官志下』には、別駕從事史の職権として、西曹書佐と及じく、「吏及び選挙の事を主どる」とあり、治中從事史については、「衆曹の文書の事を主どる」とあるけれども、実際の職権はそれのみにとどまらず、漢代の郡丞の如く、あらゆる分野に目を通す佐官の如き存在になっていたようである。例えば、『晋書卷33、王祥伝』に「徐州刺史呂虔は（王祥を）檄して別駕となし……委ねるに州を以てし、事を任す。」とあり、『晋書卷43、王戎伝付王澄伝』に、荊州刺史となって「日夜酒を縦ままにし、庶事を親しまず……順陽の郭舒を寒悴の中より擢んで別駕とし、委ねるに州府を以てす。」「宋書卷57、蔡廓伝」に「高祖、兗州を領し、廓は別駕從事史たり。委ねるに州の任を以てす。」等とあり、『宋書卷53、張茂度伝』に、揚州治中從事史のとき、「高祖、西のかた、劉毅を伐ち、茂度居守す、州事を留めて悉く委ぬ。」とある如くである。

こうした傾向は南朝に入ると更に明確化して、その地位も上り、五・六品官になっている。そして、中央任命の別駕・治中從事史も史料に現われ始める。（『梁書卷19、楽藹伝』、『梁書卷20、陳伯之伝』）又、別駕・治中從事史程に有力ではないが秘書課長的役割を果す主簿等にも中央任命の者がでてくる。（『宋書卷53、庾炳之伝』）

このように中央任命の場合もあり、地位も上ってきたこれらの州系統の上級地方官吏も先にも述べた通り、その実権は府系統の官吏に徐々に削られていった。

府吏の場合：これ又、言うまでもなく、漢代において 将軍府の 属官吏の場合、長史・司馬等の佐官を除いてはやはり将軍の自辟が原則であった。この原則は大体、六朝期を通じても適用されている。ただし中央任命の市は州吏系より多いかの如くである。

たとえば『晋書卷59, 趙王倫伝』に「時に（倫は既に僭位）齊王冏・河間王顥・成都王穎、並びに強兵を引いて各々一方に拠る。秀は冏等に必ず異図あるを知り、乃ち、親党及び倫の故吏を選んで三王の参佐となす。」これは王府であるが、州将府の場合でも同様である。『宋書卷77, 顔師伯伝』には「世祖（時に都督江州諸軍事・南中郎将・江州刺史）尋陽に鎮し、太祖に啓して、請うて（師伯を）南中郎府主簿に為さんとす。太祖許さず。」

こうした例は、前掲、嚴氏の著書の中に多数かけられているので今は以上にとどめておく。

ただ、「兼」「行」「版」「除」等の名目で府主が府吏を自辟したり、中央への強力な推薦権（「請」したり「表」したり「啓」したり）をもっている点を取ってはならず、甚しきは、配下の郡県長官に自分の息のかかったものをつけるということもあらわれている。（嚴氏著124頁参照）

以上、すこし整理してみると、まず州吏では、州吏の地方官化と共にその地位が高まって中央任命のものが現われており、府吏では、名目的に大体、漢代の原則を保持しているのだが、さて問題は、府吏任用で原則を保持しているといっても、先に述べた如く、将軍府の実体が、漢代とは違って、恒常的、かつ民政をも掌握している南朝の状態を念頭において考えてみると、このことは総体として中央政府の支配が、漢代以上に地方政治に浸透しうる可能性がひろがりつつあるといえる。

何故なら、先にもいったごとく等しく州郡県といっても、その実態は已に漢代の比ではなく、大量の地方統治の機構が（名目的にせよ）存在している訳で

あるから、国家の直接任用している数は、増加している訳であり、戸口数が漢代に比べて極端に低いことを考えに入れると、国家把握下の全戸口に占める中央任命官の数の比率ははるかに漢代をこえるものがある。こうして、こじんまりとまとまった南朝の帝国はその内部において、着々と、その中央集権化の可能性をひろげたといえる。勿論、南朝諸王朝は、戸口数を増加させることによって、その財政基盤をより強固にし、そのことによって更により戸口数を増加させようとし、しばしば土断等を行うのであるが、北朝と違って、「均田制」を施行する程の権力とは成長できなかった。その違いが何に基因するかは、本稿の力の及ぶところではないが、その違いの故に、最終的に北朝系の隋によって征服されるものと思われる。しかし、隋の郷官廃止政策についてゆける程には已に南朝でも、その中央集権化は進んでいたものであり、隋王朝の下でその戸口数が再び飛躍的に上昇したのは、前にみた通りである。

第四章 中央集権化の進行、寒人・倖臣の活躍

大体、南朝の皇帝はすべて寒人の出身であるが実際に具体的な寒人登用による門閥貴族抑制の政策をうちだしたのは、宋の孝武帝である。宗室諸王の抑制の為、車服器用樂舞の制を定め、九品官人法の上にいる貴族の牙城である吏部尚書の複数化（権力の分散）、名誉職への貴族の任用と実職への寒人の登用等を強行していった。こうして寒人は、中央では中書省に進出し、尚書の実権を奪って国家の中枢にのしあがってゆき、武官では、制局監に進出し、財政面では台使⁽⁶⁾となって郡県に租税の督促におもむいた。

衆知のように南朝においても帝位をめぐる争いは苛烈で、孝武帝自身も本来は太子ではなく、太子であった長子劭が次子濬と共謀して父帝（文帝）を殺害したのに対し、三子であった彼が、江州からかけつけ弔合戦をして帝位についたのである。この時、謀議に与ったのが、倖臣、典籤の戴法興⁽⁷⁾（会稽，山陰の人）、戴明宝（南東海，丹徒）・蔡閑（不明）で、彼等は即位と同時に南台侍御史兼中書通事舍人に任命された。このため彼等は「内務を専管し、権、当時に重し」（宋書卷94、戴法興伝）というばかりか、大明2年（458）年には密謀に

与ったとして三人揃って県男にすら封ぜられている。又、彼は、巢尚之（魯）徐爰（南琅邪，開陽）等の「恩倖」を登用した。とりわけ戴法興の権威は絶対的で、孝武帝がなくなり、子の子業（前廢帝）の時には「道路の言」に「法興は真天子たり。帝は応天子たり。（仏教用語で応は真の化現したもの）」（本伝）とある程であった。しかしこれが宦官，華願兒によって帝に知らされると，官を免ぜられ死を賜った。

次の皇位争いは，この前廢帝が「凶悖」（本紀）ということで，叔父の湘東王彧の陰謀によって十七才の若さで殺され，彧が皇位につく。この時の「腹心」（本紀）は阮佃夫（会稽，諸暨）・王道隆（吳興，烏程）・李道兒（臨淮）・楊運長（宣城，懷安）と前廢帝の「左右」（前廢帝本紀），寿寂之（吳興）・姜產之（南彭城）等11人であった。彼等も又，専権ぶりは「権柄を執り，人主に亘す。巢（尚之）戴（法興）大明の世（孝武帝年号）もこれに方^{くら}ぶれば蔑如たり。」（宋書卷94，阮佃夫伝）という文句につくされている。

更に齊代に入ると「倖臣」紀僧真（丹陽，建康）・劉係宗（丹陽）・茹法亮（吳興，武康）・呂文顯（臨海）・呂文度（会稽）等が活躍し，琅邪王氏出身の王儉をして「我大位（時に太尉）ありと雖ども，権寄豈茹公に及ばんや。」（南史卷77，茹法亮伝）といわしめる程であった。齊末には茹法珍（会稽）・梅蟲兒（吳興）が実権をふるった。

一方，宋・齊のうちつづく帝位をめぐる争いの中で貴族層は相対的にその力を低下させてきていた。梁代に入って天監四年（505年）春正月に出された詔「今，九流の常選，年末だ三十ならず一經に通ぜざれば，解褐（初任）するを得ず。若し，才，甘顔に同じきもの有れば年次を限るなかれ，五經博士各一人を置け。」（本紀）によって，二十才で任官できる特権〔「甲族は二十を以て登仕し後門は（而）立を過ぎるを以て吏に試す。」（梁書卷2，武帝紀上）〕を失った。又，門地にかかわらず，「才」（主として儒学）あるものが，登用される道がひらかれつつあった。それは天監八年（509年）五月の詔に「……復た牛監・羊肆・寒名・後門と雖ども並びに才に随いて吏に試みて遺隔あるなかれ」（本紀）とあるのをみても判る。この時代にも周石珍（不明，建康の廝隸）・陸⁽⁸⁾

駿・徐麟（いずれも呉郡）等がいる。

五十年近くに及ぶ梁武帝治政晩年は、前掲の陸駿・徐麟とくんで「三蠹」と呼ばれた朱异（呉，銭唐）によって招かれた侯景が一大反乱をおこし、この戦乱の中で貴族勢力は更に衰退してゆき、これに対して武力や才覚をもった寒人の進出は、陳代に入り一つの完成を示す状態に入ったともいえる。孫呉ほどの領域に縮少されてしまった陳朝ではあったが、この南朝末期には、今まであげてきたのとは違い三呉以外の出身者が大量に進出してくる。例えば、杜僧明（南兗州，広陵，臨沢）周文育（南徐州，義興，陽羨）侯安都（湘州，始興，典江）欧陽顗（湘州，長沙，臨湘）程靈洗（揚州，新安，海寧）黄法𪔐（江州，巴山，新建）等である。

この時代には又、「恩倖」として司馬申（河内，温）施文慶（不明）沈客卿（呉興，武康）等がでている。例えば「（司馬）申は，三帝に歴事し，内に機密を掌る。倉卒の間に致りて，軍国の大事，指麾して断決し，滞留あるなし。」（『陳書29，本伝』）とある。

こうして，徐々に力をたくわえつつあった寒人達は陳朝期には，士族に対抗できる実力を持ちうるに致ったといえる。

補 寒門豪族の進出

前章で掲げた「倖臣」の出身階層を本伝等に当たってみると，まさしくさまざまであり概して要領をえないが大ざっぱにいて二つのグループに分れるといえる。

一つは「貧」とはいっても本等は読める階層の人（戴法興，王道隆，李道児，施文慶，沈客卿等）ないしはっきり豪族と分る人（茹法亮，侯安都，欧陽顗等

もう一つは，正しく貧乏であるらしいが，才覚はあり，商売をしたり，腕力を生かして軍人となっているもの（陸駿，杜僧明，程靈洗等）

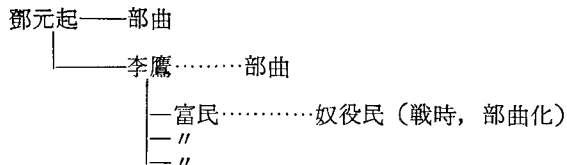
この中でも旧来の門閥貴族にとって脅威であったのは，在地で着々と実力をたくわえつつある第1のグループであった。何故なら第2のグループが，その

人一代の活躍で消えてしまう可能性が^かつよいのに対し、彼等は士族の先祖が歩んできた道を歩みつつあったからである。

彼等は、何らかの経済力（田業・商業・軍賞等）で政界に進出したり、身分を上昇させている。（宋書巻 83，宗越伝，同上付武念伝，蔡那伝等）又，その際，「門生」等として士族にとりいり，官界にうってでたり，賦役，商業税のがれをしてゆく。（宋書巻 71，徐湛之伝，巻 81，顧琛伝等）それらの帰結が士族からみれば「倖」ということになるう。

それでは彼等の権力構造はどうなっていたのであろうか。このしくみが判るのはやはり混乱期である。例えば、『梁書巻10，鄧元起伝』に「（益州刺史）元起，巴西に至りて……軍糧乏絶す……（涪の令，李）膺退きて富民を率いて軍資米を上る。俄に三万斛をうる。」とある李膺や富民は土豪であろう。元起自身も郷里では「年少多附し」「部曲」をもち「郷里に賑施」する人であれば，かなりの田業経営をする豪族であろう。

これを図式化すると以下の如くなる。



小さな豪族の上に，大きな豪族がのり，その上に更に大きな豪族をのせ全体として益州が統治される。⁽⁹⁾したがって国家権力の側からいえばこれらの豪族をどう手なづけるかが最大の課題となる。これらが国家権力に編入されると將軍号，參軍号更に太守，県令号が与えられ（豪族からいえば，これに借りて他豪族との戦闘を有利にしたり，圧倒していく手段である），国家の支配下におく。寒門豪族は，これらの機構の最末端に位置し，現実には人民を支配する役割をになっている。州刺史・郡太守・県令というのはこうした秩序に対する国家の側からの認知であった。

こうした寒門豪族を農民をも含めた上で，社会経済史的にどう捉えるかは残された課題として考えて行きたい。（1974.4.15）

〈注〉

- (1) 韓国磐『南朝経済試探』, 上海人民出版社, 1963年, 103頁以下参照。
- (2) 越智重明「南朝における地方官の本籍地任用に就いて」『愛媛大学歴史学紀要』第一輯 1953
小尾孟夫「南朝における地方支配と豪族——地方長官の本籍地任用問題について——」『東方学』42 1970
窪添慶文「魏晋南北朝における地方官の本籍地任用について (一), (二)」『史学雑誌』83—1, 2 1974
- (3) 浜口重国「漢代に於ける地方官の任用と本籍地との関係」『歴史学研究』101 1942
- (4) 浜口重国「所謂, 隋の郷官廃止について」『加藤博士還暦記念東洋史集説』1941
(3), (4)いずれも『秦漢隋唐史の研究下巻』1966に収録
- (5) 嚴氏著の他, (4)参照。
- (6) 宮川尚之『六朝史研究—政治社会篇—』, 日本学術振興会, 1956年の5, 「魏晋及び南朝の寒門・官人」参照。
- (7) 越智重明「典籤考」『東洋史研究』13—6 1955
- (8) 陳朝に入ると, 士族の特建は更にせばめられていく。『南史』卷77, 恩倖沈客卿伝にある如く「旧制, 軍人・士2人品の清宮並びに関市の税なし」であったのを「士庶を問わず並びに関市の估を責め, 而も又, 其の旧に増重」させた。この政策は, 単に士族の特権をせばめたところにだけ意義があるのではない。庶も課税対象に入っているのだが, これは従来, 庶である商人が, 士族の名をかりて, 無税で商行為を行っていたのを国家の管理下におくねらいもあったと推定される。その結果, 「百姓は嗟怨」したが, 「毎歳の入る所, 常格の数十倍を過ぎ, 後主は大いに悦」こんだのである。
- (9) 他にこうした構造を知るものとして『陳書』卷35, 熊曇朗伝, 『同, 周迪伝』等。

(筆者の住所: 横浜市緑区荏田町465-14 岸上方)